

社労士とは何だ！

発行：國本豊社会保険労務士事務所
社会保険労務士 國本豊



社労士は雇用に関する広範な諸問題に対応する「ヒト」に関するエキスパートで、「ヒト」を活かしたいとお考えの事業主様の力強いパートナーです。

揺れる「年金加入記録問題」 年金記録が存在しないケース

新聞報道などによりますと、社会保険庁に年金の加入記録を照会した人のうち、本人が保険料を支払ったと主張しているにもかかわらず記録が存在しないケースが、今年3月末時点で2万635人に達していることがわかりました。社会保険庁が公表した3月初め時点の人数は1万7,204人でしたので、1カ月で約20%増えたこととなります。本人の勘違いというケースもあるようですが、社会保険庁や自治体による記録の消失が指摘されています。



預金通帳なども加入記録の証拠に

加入記録が一部でも存在しないと、年金の受給額が減ったり、受給権を失ったりする可能性があります。領収書など、保険料を支払ったことを確実に証明する書類があれば加入記録は修正されますが、社会保険庁は、領収書だけではなく、保険料の支払時に発行された印紙や保険料が口座振替されたことを示す預金通帳なども「証拠書類」として認めていく方針です。

年金記録漏れを1年間で調査

政府は、納付記録の不備により生じた5,000万件以上ともいわれる該当者不明の年金記録に関する調査を1年間で終える方針を示しました。従来どおり社会保険事務所などで加入記録に関する相談に応じるほか、納付記録の問い合わせに応じる電話窓口も設け、週末を含め24時間の対応も開始しました。また、不備をもたらした社会保険庁などの責任を追究するため、有識者委員会を新設することも政府は明言しています。

重大労働災害件数が過去最多

建設・製造業で重大労働災害が増加

1度に3人以上が死傷した重大労働災害の2006年の発生件数が318件となり、1974年以降最悪の水準になったことが厚生労働省のまとめでわかりました。特に、建設業や製造業で増加しています。また、労働災害による死者数は1,472人と過去最低となりましたが、建設業、製造業では増加しています。



安全管理対策の不備が影響？

重大労働災害の増加について、厚生労働省は「景気回復で建設業や製造業の現場が活性化する一方、安全管理がおろそかになっている可能性がある」と分析しています。同省では、事業主に対し、安全管理についての法令順守や労働災害が多発している分野での対策の徹底を促しています。

労働災害死亡者数減少の中、建設・製造では増加

労働災害による死者は減少傾向にあり、昨年は初めて1,500人を下回り過去最低となりました。厚生労働省は、「職場での安全対策が進み、以前に比べて死亡に至る労働災害事故は起きにくくなった」とみています。死者数が過去最低になったのは、交通事故によるものが前年比81人減となったのが大きな要因です。しかし、建設業や製造業での死者数はそれぞれ前年比11人増、同12人増となっており、同省は、「業種や職場によっては、必ずしも安全とはいえない」として、労災が多発する職場での安全管理の徹底を促しています。

小売業者による「納入業者いじめ」に警鐘！

大手家電量販店に立入り検査



公正取引委員会が、家電量販店最大手の会社に独占禁止法違反容疑で立入り検査に入ると報道されていました。規模を拡大している家電量販店において、納入業者に対する不当な強要が改まっていないとの判断から行われたようです。公正取引委員会は、2005年に大手小売業に対する禁止行為を一部追加しており、不当と思われる行為の改善を暗に促していました。

メーカー従業員に業務範囲外の仕事を強要

公正取引委員会が家電量販店に対して優越地位の濫用の疑いで立入り検査をしたのは今回が初めてで、家電量販店全体に警鐘を鳴らす意味もあるようです。メーカーが、小売業者との契約に基づき自社商品を販売するため従業員を派遣することは認められています。

しかし、家電量販店最大手の会社は、優越的な地位を濫用し、納入業者（メーカー）に「ヘルパー」という従業員の派遣を強要し、店舗開発時に商品の陳列の手伝いを強いるなどした疑いが持たれています。

メーカーと小売業者の力関係逆転が背景に

今回、独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会の立入り検査を受けた背景には、家電メーカーと大手小売業者の力関係が逆転したことがあります。

かつては、家電メーカーが、自社製品を安売りした小売業者に対して製品の出荷を停止したように、メーカー側が圧倒的に強く価格決定権も握っていました。しかし、その後大手の家電メーカーの系列販売会社が家電製品の店頭表示価格を不当に拘束したとして排除勧告を受けました。これを契機に小売業者が自由に店頭価格を決める「オープン価格」が定着し、力関係が変わってきたのです。

従業員の派遣要請に対してメーカーの拒否難しい

公正取引委員会は、2005年11月に大規模小売業者の不公正な取引方法の具体例を告示、「納入業者いじめ」につながる行為の取り締まりを強化しました。しかし、「不当な従業員の派遣要請を受けた」という納入業者はいまだ後を絶たないのが実態

です。

家電量販店は激しい安売り競争を行っており、コスト削減が至上命題で、納入業者への強要は同業他社でも行われている可能性があります。この会社への立入りは、業界全体に警鐘を鳴らすねらいがあるとみられています。

立場の弱い納入業者に不当に負担を押し付ける大手小売業者の手法について、公正取引委員会は、最終的に小売の競争を排除する結果につながり、消費者の選択の範囲を狭めることになる問題視しています。

“ストレス時代”のリスクマネジメント

労災認定された過労自殺者が過去最多

平成18年度の脳・心臓疾患の「過労死」事案の労災認定請求件数は938件（前年度比69件増）支給件数は355件（前年度比25件増）となりました。また、過労や仕事のストレスが原因で自殺（未遂も含む）したとして、2006年度に労災認定された人は前年度より24人多い66人で、過去最多となりました。過労自殺を含む精神障害の認定者数も大幅に増加し、年代別では働き盛りの30代が40%を占めています。



精神疾患の労災認定基準も過渡的段階に

平成11年9月以降、精神疾患・自殺の労災認定請求件数は増加の一途をたどっています。認定基準自体が変更されていない中での認定数の急上昇は現場における精神疾患の増加・深刻化を示しています。今年5月7日には福岡高裁で、当時48歳の化学工業子会社に出向した男性が単身赴任で転勤後、未経験業務でうつ病を発症し自殺した事件について、裁判長は一審福岡地裁判決を支持し、「業務外」と主張する労基署側の控訴を棄却しました。高裁段階で過労自殺が労災認定されたのは、トヨタ事件（平成15年名古屋高裁）に次いで2件目です。

いずれも労災の判断基準が争点となり、労基署側は自殺の原因は本人の「脆弱（ぜいじゃく）性にあった」と主張するものの、裁判長は平均的労働者と比

べて「性格等に過剰な要因があったと認めることはできない」と指摘しました。このような判例が増えると、精神疾患に対する労災認定基準が変わることが予想され、精神疾患についても、管理者責任が問われるケースが増えてくると考えられます。

労災補償制度と民事訴訟との関係

労災補償制度による補償には、精神的損害（慰謝料）や逸失利益などは含まれません。そのため、遺族が会社に過失があったと考える場合、行政訴訟（労災認定）とは別に、民事訴訟を提起するケースが増えています。

会社の過失とは「安全配慮義務違反」、つまり、社員に職場を起因とする発病や死亡の危険があるにもかかわらず、その危険性を回避するための措置を会社側が怠ったとする論拠です。

メンタルヘルスが緊急課題とされて久しく、厚生労働省は、事業者には「健康管理に係る体制を整備するとともに、健康診断結果、産業医による職場巡視、時間外労働時間の状況等様々な情報から労働者の心身の健康状況及び職場の状況を把握するよう努め、労働者の健康状況に配慮して、職場環境の改善、積極的な健康づくり、労働時間管理を含む適切な作業管理等様々な措置を実施すること」を求めています。長時間労働の抑制のみならず、時短の中での成果の追求や各種ハラスメントなど、達成課題や構成員が複雑化した職場において、諸々の精神的負荷に転じそうな問題に対して、管理職にとどまらず全職員に教育と実践を徹底しなければならない時代となってきたようです。

私の本棚より

～私の仕事に役に立った本の数々を紹介します。～

今月紹介する本は、「社長になっていい人、ダメな人」という本です。会社の数だけ社長は日本に存在します。しかし、全員が全員社長としての資質を持っているかという点必ずしもそうとは言い切れません……。この本では、25項目にわたり「社長になっていい人、ダメな人」を提示しています。この本を通じて、自分の商売や仕



事に対する取り組みを振り返ってみてはいかがでしょうか？

*私のブログ「社労士國本、お奨めの一品」でも様々な本を紹介しています。

<http://ameblo.jp/yksrj1972/>

経営のヒント

「リーダーの仕事は社員に夢を与えること！」



～皆様の経営のヒントになるのでは？と思ったことを書いています。「会社収益をアップさせたい」と思う方は必見です。～

私はNHKのプロフェッショナルという番組をたまに見るのですが、組織のリーダーの特集を以前やっていました。そこで、その中に登場された社長さんが、

リーダーの仕事は社員を幸せにすること

リーダーの仕事は部下に夢を与えること

と言っていたのが印象に残りました。経営者の方は自分（自社）の経営目的を達成するために日々奮闘されていると思います。しかし、自分の目的に目ばかりがいて部下を置き去りにしていることはありませんか？

目的が大きければ大きいほど、自分の力だけでなく人（会社の場合は部下）の協力が欠かせません。そのためには、経営者自身の人間性や魅力のみならず、上記した視点が大切だと番組を見て感じました。

そして、社員の目的や夢が経営者の方のものとなれば、これ程良いことはないと思います。理想論かもしれませんが、高い理想なくしてこれからの組織は成り立たないと私は考えます。「ヒト」に関する専門家である社労士は、経営者の方に充分貢献できると思います。

～ 所長の今月の一言 ～



でも書きましたが、「宙に浮いた年金」のことが連日ニュースに出ています。当初は5000万件と言っていたのが、さらに1430万件もあると発表され、底なし沼のようになってきましたね。先日社会保険事務所に行ったところ、報道に心配してか、9時過ぎの時点で決して広いとはいえない年金受付の待合室にたくさんの方が待っていました。

これについては、国民に強制加入を強いている以上、国に責任があることは間違いありません。強制加入を強いておきながら、管理する国が杜撰（ずさん）ではどうしようもありませんよね。あるテレビ番組でコメンテーターの人が、「国家的詐欺だ！」と言っていました、正にそのとおりだと私も思います。

しかしその一方で、国民の側も年金に無頓着すぎたことは少し反省しないといけないと思います。ですので、これを機会に今一度、自分の年金加入履歴を社会保険事務所で確認してみることをお勧めいたします。とはいっても、「日中は仕事があって行く時間がないよ・・・」という方は、ぜひご一報下さい。社労士が代行でお調べいたします（若干の料金を頂きますが・・・）。

年金制度は老齢、障害、死亡といった生活の困窮時を救うとても大切な制度です。国民一人ひとりが制度を少しでも理解する努力をして、年金制度を守っていきたいですね。

くにもとゆたか

國本 豊 社会保険労務士事務所

（山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号）

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

* 自宅兼事務所ですので、緊急時にも対応いたします

ホームページ <http://k-sr.jp>

メール y-kunimotosrj@marble.oce.ne.jp

親ブログ（社労士とは何だ!）<http://blog.goo.ne.jp/y-ksrj1972/>

* 社労士の日々の業務を通じて感じたことや、私の生き様を綴っています。

子ブログ（社労士國本、お奨めの一品）<http://ameblo.jp/yksrj1972/>

* 私のお勧めの本等を紹介しています。



当所はこんな事務所です！

就業規則作成、助成金提案、人事労務問題へのアドバイス等を通じて利益の出せる会社体制作りのお手伝いをします。

訪問面談、事務所便りの発行等を通じて経営者の方の良きアドバイザーになります。

経営者も社員も気持ち良く働ける職場作りに貢献します。

